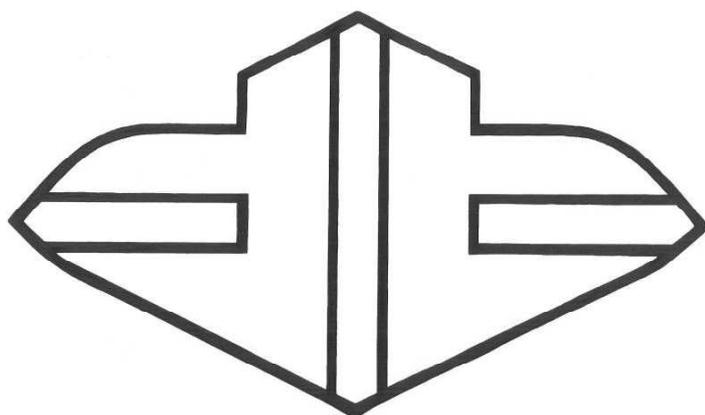


学校いじめ防止基本方針



平成30年度

長浜市立北郷里小学校

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

(1)いじめの定義

いじめについては、「いじめ対策防止推進法」で次のように定義されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

いじめの構造からは、次のような3つの特徴がある。

- ア. いじめはもともと見つけづらい特徴があり、事実認定が難しい。
- イ. いじめはお互いの人間関係から生じる「関係性の病理」である。
- ウ. いじめは第三者に打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大な影響を与える。

(2)いじめの問題の克服に向けた基本的な考え方

上記の定義をふまえ、学校におけるいじめに対する基本的な姿勢として次の2点を明記する。

○いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題でもあるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもつ。

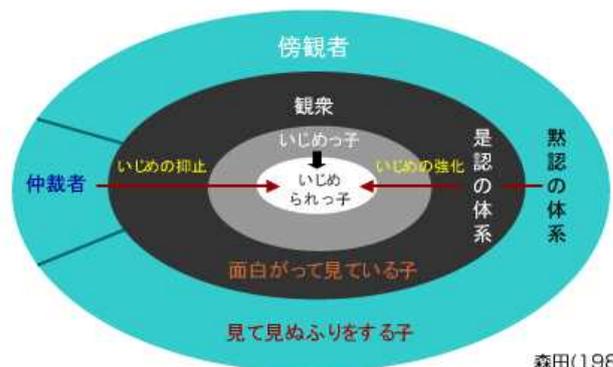
○どの学校でも、どの子にも起こりうるという危機意識をもつ。

いじめへの基本的な対応について次の5点を示す。

- ①いじめられた側の立場に立って、子どもの「つらさ」を共感的に受け止める。
- ②子どもたちの普段の言動からSOSを読み取る。
- ③迅速かつ組織的に対応する。
- ④加害者の適切な指導で再発を防ぐ。
- ⑤子どものエンパワーメント（子どもが持っている本来の力を引き出すこと）の視点が大切である。

本校においては、いじめに関わって次のような課題がある。

- ・一人ひとりの自己肯定感が低く、意欲的に学習に向かうことができない児童がいる。
- ・自分の思いを表現するのが苦手で、暴言を発したり手が出てしまう児童がいる。
- ・弱い立場や課題のある児童への励まし合いや支え合いが弱い。
- ・教職員がいじめを許さないという強い意志と、絶対見逃さない鋭い感性を磨く必要がある。
- ・地域ぐるみで児童を見守り、支え、高めていこうとする意識の向上や取組の継続が必要である。



このような学校の実態をふまえ、いじめ防止のために次のような学校づくりをめざしていく。

一人ひとりが大切にされる いじめのない学校

2. いじめの防止に向けて

(1)未然防止の取組

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。すべての児童の居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことが大切である。児童は、日々様々なストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれているが、自覚や自信によってストレスも減っていく。そして、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくことが、未然防止の第一歩である。

そのために、児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに努める。その基礎となるのが教師一人ひとりがわかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図ることである。学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め自尊感情を育むことができるように努めなければならない。日々の学校生活を改善し、いじめの未然防止につなげるために次の4点を重点事項として取り組んでいく。

①成就感をもたせ意欲を育てる授業づくり

児童にストレスをもたらす要因には、周囲との関係づくりがうまくいかないこととともに、授業が理解できない、ついていけない、おもしろくないという不満が関係している。授業中に児童の不安や不満が高められていないかをチェックしなければならない。そのため、授業改善によってわかる授業やできた喜びが体感できる学びを作り出すことが、ストレスの減少につながるのである。

授業における規律づくりも、安心して学びの場をつくるために大切にしなければならない。チャイムが鳴ったら着席する、正しい姿勢で聞く、発表の仕方や聞き方を指導する等によって、学習に規律をつくることで基礎・基本が身につく学習への意欲が生まれる。

②児童一人ひとりの課題を明らかにし改善への手だてを講じる特別支援教育の充実

児童の状況を細かく観察すると、学校生活や学習に困難さを現している状況が多々見られる。軽度の発達障害をはじめ、理解に時間がかかる児童、人間関係を苦手としている児童、思いを言葉でうまく表現できない児童など様々な援助ニーズを求めている。そのニーズに迅速・適切に対応することによって児童のストレスは軽減され人間関係の向上や学校生活への意欲へとつながっていく。そのためには、児童の見立てと手だてを的確に行い、組織として児童一人ひとりを支援していく体制が必要である。特別支援教育で培った指導態勢を、いじめの未然防止へと生かすことが大切である。

それとともに、深く考えないで「いじめられる側にも問題がある」といった認識をもち、攻撃的な言動をとる児童や、周りで見えていたりはやし立てたりしている児童を教師が見て見ぬふりをすることによって、いじめがより増長される。教師の感性を磨き、一人ひとりの違いを認め合い、他者を理解しようとする心情を育成できるようにしなければならない。

③周囲との関係づくりと人とつながる喜びを味わう体験活動の重視

周囲との関係づくりがうまくいかない本校の児童にとって、関係づくりのための方策を身につけそれを生活に生かし、互いに関わり絆づくりを進め、人と関わることの喜びに気づいていくことは大切なことである。授業をはじめ学校生活の中で周囲とどう関わるのかを具体的に教え理解

させ、行動に移せるように指導を続けていく必要がある。地域での人間関係にも目を向け、よりよい人間関係を重ねていくことによって、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力の育成を図っていく。

知識や情報として人との関わり方を知っていたとしても、自分の気持ちや感情を抑えられない児童が少なくない。年齢に応じた社会性が身に付いていないことが大きく関係しており、社会体験や生活体験の場を設けることが必要である。体験を通して自分も認めてもらっている、自分も大切にされているという思いをもつことによって、他者を認めたり大切にしたりできる。

それとともに、児童のストレスへの対応に対しては、ストレスを生まない集団づくりを進めるとともに、少くらのストレスがあっても負けない自信を育み、他者の尊重や他者への感謝の気持ちによってストレスをコントロールできる取組を継続していく。

④全校的な体制で組織的に取り組むための年間計画の作成（別添 資料1）

「いじめ防止対策推進法」には、重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う組織とともに、いじめの未然防止や早期発見、対処等の防止策に対応できる組織の設置が位置づけられている。そのため、生徒指導部会を発展させてその機能を生かし「いじめ問題対策委員会」（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・児童支援加配・学年主任・当該学級担任・養護教諭等で構成）を設け、いじめ防止等の措置を実効的に行っていく。いじめ問題対策委員会が主となり 全教職員に働きかけながら防止策を推進することが大切である。

いじめに関わる学びは、道徳の時間や学級活動など学級単位で指導が行われているが、各学級によって指導時期や内容が様々で全校的な取組となっていない。そのため、児童の間でいじめが起きやすい時期をおさえ（特に4月や9月などの学期始め）、発達段階に応じた系統的な指導ができるよう未然防止に向けた年間計画を作成していく。年間を通じて各学期に、社会体験や生活体験の機会を計画的に配置し、児童自らが気づく、学ぶ機会を設けていく。児童主体の活動の場をより多く設ける。また、異学年での交流の場も計画的に配置し、相手の立場を考える機会とともに、保育園・幼稚園や中学校との交流の場も年間計画に位置づける。

(2)早期発見のために

早期発見の基本は、①児童のささいな変化に気づく②気づいた情報を確実に共有する③情報に基づき速やかに対応することである。児童の変化に気づかずいじめを見過ごしたり、気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにすることは避けなければならない。そのため、次の3点を取組の柱とする。

①いじめの早期認知のための手だてを講じる

- ア. 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。日常的な記録とともに、「早期発見チェックポイント」による点検を、週に1回程度行い、特に配慮を要する児童の記録を共有できるようにする。
- イ. おかしいと感じた児童がいる場合には学年や生徒指導委員会等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ウ. 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を十分に聞き、問題の早期対応にあたる。

エ、学校生活に関わるアンケートを年3回以上(各学期に1回以上)行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめの早期発見、早期対応できる学校づくりを目指す。

オ、人権タイムの取組を通して、他者を大切にし思いやりをもって関わる実践的な態度を養う。

②いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア、いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ、傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。

エ、校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ、いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

③家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア、いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談機関との連携を図っていく。

3. いじめに対する措置

いじめやいじめか疑われる行為を発見した時は、「いじめ問題対策委員会」で情報を収集・整理し事実関係の把握を行い、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。いじめ関係が把握されたら、次の資料に基づき速やかに対応する。

①「重大事態対応フロー図」(別添 資料2)

②「組織的な対応」(別添 資料3)

③「被害児童への対応」(別添 資料4)

④「加害児童への対応」(別添 資料5)

⑤「周囲の児童への対応」(別添 資料6)

いじめ問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。児童の人格と人間性の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動の実践にも配慮し、その後の経過も見守り続けなければならない。

ただし、加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず十分な効果をあげることが困難な場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合は、市教育委員会と連絡を取り、警察署と相談して対処する。特に、児童の生命や身体の安全、財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

ネット上のいじめに対しては、学校独自で対応することが困難と判断した場合は、市教育委員会と相談しながら対応を検討していく。必要に応じて法務局や警察署など外部の専門機関の援助を求める。それとともに、児童に情報モラルを身につけさせる指導を充実し、ネット上の不適切なサイトにアクセスしない、人を傷つける書き込みをしない、許さないといった安全安心なネット生活を送るための基盤づくりを図る。